

税務行政のDXに取り組む

大鹿行宏国税庁長官が コロナ禍の实地調査の方針示す

本誌は、令和3年7月8日付けで理財局長から第52代国税庁長官に就任した大鹿行宏氏にインタビューを行った。大鹿長官は、6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」の実現に向けて工程表を策定する方針を示したほか、コロナ禍の实地調査ではWEB会議システムなども活用して対応する考えを示している。

「税務行政の将来像2.0」の実現に向けて工程表を定めて実施

本誌： 国税庁長官に就任されての抱負をお願いします。

長官： 新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、国税庁では納税の猶予制度を案内するなど、今後も納税者の状況に配慮して、迅速かつ丁寧な対応に努めていきたいと考えています。その一方で、コロナ禍においても、悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で対応します。加えてコロナ禍の下、国税庁としては、6月11日に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」を構想として提示していますが、私としては構想の実現に向けてより具体的な工程表といったものを定めて様々な施策を展開していきたいと考えています。



コロナ禍の实地調査、WEB会議等も活用

本誌： コロナ禍における实地調査の取組についてお聞かせください。

長官： コロナ禍における实地調査については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、必要な感染症対策を徹底した上で実施します。その際、納税者から要望があった場合には、WEB会議システムなどを活用した实地調査を検討しており、電話や書面による行政指導なども積極的に実施しています。

本誌： 消費税不正還付や国際課税に係る事案への対応についても教えてください。

長官： 消費税不正還付への対応については、国税局に輸出免税制度等を悪用したスキームの把握・解明を担当する消費税担当の統括国税実査官や国際税務専門官を設置しており、税務署には消費税調査を専担する消費税専門官を設置するといった体制整備の強化を図っています。また、富裕層や国際的な租税回避に対しては、国外送金等調書等や租税条約等に基づく情報交換を積極的に分析・活用して税務調査を行っているほか、国税局・税務署に国際的な租税回避事案への対応を専門に担